

川崎市立川崎病院保険委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立川崎病院保険委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営等に関して、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 川崎市立川崎病院長（以下「病院長」という。）の諮問機関としての役割を担って、川崎市立川崎病院の診療報酬請求に対する査定、返戻について必要な事項の検討を行うため、委員会を設置する。

(所掌事務等)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる所掌事務等を行う。

- (1) 診療報酬請求に対する査定、返戻に関すること。
- (2) 病院長からの諮問事項等に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織の構成等)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員（以下「委員長等」という。）をもって組織する。

- 2 委員長及び副委員長は、病院長が、川崎市立川崎病院三役会（以下「三役会」という。）に諮って任命する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、各診療科部長及び課（科）長が推薦した者を、病院長が、三役会に諮って任命する。
- 6 書記は、委員の中から、委員長が委員会に諮って決定する。

(委員長等の任期)

第5条 委員長等の任期は、任命された日から1年間とする。ただし、後任の委員長等が任命されるまでの間は、引き続き委員長等としての職務を遂行する。

2 補欠の委員長等の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員長等の再任は、妨げない。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の総意をもって決するものとする。

(関係者の出席)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(部会等の設置)

第8条 委員会には、必要な事項を調査検討等するため、部会等を設置することができる。

2 部会等の構成員は、委員の中から委員長が指名する。

3 部会等は、必要に応じて委員長が招集する。

4 委員長は、部会等で調査検討等した事項は、委員会に報告する。

5 部会等において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(病院長からの指示等)

第9条 委員長は、病院長からの諮問事項等についての調査審議結果を病院長に報告し、その指示等を仰ぐものとする。

(三役会での承認等)

第10条 委員長は・病院長からの諮問事項等についての調査審議結果を三役

会に報告し、その承認を得るものとする。

(庶務)

第 1 1 条 委員会の庶務は、川崎病院事務局医事課において処理する。

(その他必要な事項)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に運営されている川崎市立川崎病院保険委員会は、この要綱により運営されていたものとみなす。